

郡山市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱

平成31年3月25日制定

令和2年3月30日一部改正

令和3年4月1日一部改正

令和5年3月1日一部改正

令和6年6月13日一部改正

令和7年2月25日一部改正

[こども部保育課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の補助を行う者を雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減することで保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うため、保育人材確保事業の実施について（令和6年5月30日こ成保第312号）別添に定める保育補助者雇上強化事業実施要綱（以下「国実施要綱」という。）及び保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について（令和5年10月12日こ成事第520号）別紙に定める保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（以下「国交付要綱」という。）に基づき、保育所等が実施する保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）の雇上げに要する経費に対する補助金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象事業者」という。）は、国実施要綱4に規定する施設又は事業者（郡山市内の施設又は事業者に限る。以下「保育所等」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保育所等に勤務する保育補助者等で次に掲げる要件のいずれにも該当するものの雇上げに要する報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等とする。

(1) 保育補助者は、保育士資格を有していない者であること。

(2) 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から1年間を限度とする。

(3) 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又は郡山市保育所における職員配置に係る事務取扱要綱（平成28年8月1日制定）第4条に規定する要件のいずれかに該当する者であること。

(4) 平成31年4月1日以降に新たに雇用された者であること。

2 前項に規定する経費のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の事業によりその経費が交付される経費については、補助対象経費から除くものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、国交付要綱別表の間接補助事業区分保育補

助者雇上強化事業の3基準額欄の金額と、補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額とする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第1号の補助事業等事業計画書は事業実施計画書(第1号様式)とし、同条第2号の補助事業等に係る収支予算書は収支予算書兼補助金額積算調書(第2号様式)とし、同条第3号に規定するその他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 保育補助者等(実習を修了していない者を含む。)の雇用を証する書類の写し
- (2) 保育補助者実習等修了証明書の写し(実習を修了していない者を除く。)
- (3) 第3条の要件を満たすことを証する書類の写し
- (4) 有資格保育補助者の保育士登録を証する書類の写し

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第6条 規則第4条の規定に基づく補助金の申請に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

2 規則第14条の規定に基づく実績報告に当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して報告するものとする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象経費の総額の10分の2以内の減額又は交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の総額の10分の2以内の増額とする。

(交付の条件)

第8条 規則第6条第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 国交付要綱6(13)に掲げる条件を遵守すること。

(概算払)

第9条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して2か月を経過した日又は補助事業が完了した日の属する年度の3月31日までに、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条の補助事業等に係る収支決算書は収支決算書兼補助金額積算調書(第3号様式)とし、その他市長が必要と認めて指示する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(第4号様式)

- (2) 保育補助者等の雇用に要した費用の支払を証する書類の写し
- (3) 保育補助者実習等修了証明書の写し（交付申請時に提出しなかった場合）
（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定にする補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者等に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（消費税等仕入控除額の確定）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第5様式）により、速やかに市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税等仕入控除税額に係る補助金の全部又は一部の返還を請求しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、改正後の郡山市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以降の年度分の補助金について適用する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和7年2月25日から施行する。